

精神障がい者に対する 旅客運賃割引制度が始まります

希望する方は手続きをお願いします

4月1日(火)から、東日本旅客鉄道株式会社などで精神障がい者割引制度が導入されます。割引を受けるためには、第一精神障害者、第二精神障害者のいずれかに該当するかが明記された精神障害者保健福祉手帳を旅客鉄道株式会社などに提示することが必要です。

記載方法

精神障害者保健福祉手帳の備考欄に、第一精神障害者または第二精神障害者区分の記載が必要になります。

①令和7年2月28日(金)までに交付された、または交付される手帳

精神障害者保健福祉手帳の備考欄に、第一精神障害者、第二精神障害者の別を記載しますので、ご希望の方は、3月3日以降、下記窓口に精神障害者保健福祉手帳をお持ちいただき、記載をお申し出ください。

②令和7年3月3日(月)以降交付

される手帳

第一精神障害者、第二精神障害者の別が明記された精神障害者保健福祉手帳を交付します。

割引内容

サービスを提供する旅客鉄道株式会社などに直接お問い合わせください。

問合せ

福祉課⑨⑩番窓口

TEL 89・2153

地域局市民福祉課③番窓口

TEL 73・5500



特別児童扶養手当・障害児福祉手当・ 特別障害者手当の申請について

特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当について、次に該当する方には申請により手当が支給されます。ご希望の方は必ず事前に下記窓口までお問い合わせください。

特別児童扶養手当

20歳未満で、身体または精神に政令で定める程度の障がいがある児童の保護者の方が対象です。ただし、障がいを理由に年金を受給できる児童や児童福祉施設などの入所児童は対象外です。

令和7年度支給額(月額)

1級(重度) 5万6800円
2級(中度) 3万7830円

申請に必要なもの

- ・認定請求書
- ・診断書
- ・戸籍謄本(請求者と対象児童の記載のあるもの)
- ・世帯員全員の住民票
- ・振込先口座申出書(金融機関の証明が必要です)

- ・同意書
- ・マイナンバーが確認できるもの

障害児福祉手当

20歳未満で、身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする方が対象です。ただし、社会福祉施設などに入所している場合や、障がいを理由とする公的年金を受けることができる場合は対象外です。

令和7年度支給額(月額)

1万6100円

申請に必要なもの

- ・認定請求書
- ・診断書
- ・所得状況届
- ・同意書
- ・マイナンバーが確認できるもの

特別障害者手当

20歳以上で、身体または精神に重度の障がい重複している、またはそれと同程度の方で、在宅での日常生活において常に

特別の介護を必要とする方が対象です。ただし、社会福祉施設などの入所者や病院などに3カ月を超えて入院している方は対象外です。

令和7年度支給額(月額)

2万9590円

申請に必要なもの

- ・認定請求書
- ・診断書
- ・所得状況届
- ・同意書
- ・マイナンバーが確認できるもの

※いづれも

申請・問合せ

福祉課⑨⑩番窓口

TEL 89・2153

※支給額はいづれも、全国消費者物価指数の実績値により変動します。

※いづれも所得制限や、各手当の認定には審査があります。詳しくはお問い合わせください。